



ちとせエコ通信

えこつう

第16号(臨時号)

平成26年7月
発行:千歳市



「ECOちとせ」の申請書様式などを 変更します

来月より、「ECOちとせ」の申請書様式などを変更し、記入や申請の手間をできるだけ省いた様式となります。詳細は、別途送信しております通知をご覧ください。

省エネルギー補助制度のご案内

このほど、北海道経済産業局から経済産業省が用意した各種補助制度の案内がありましたので、いくつかピックアップしてご紹介いたします。

その他の各種補助制度についてお知りになりたい方は、事務局までご連絡ください。

【ご注意】

☆申請・問合せは各申込先に行ってください。

☆申請方法は各申込先が指定する方法で行ってください。(千歳市役所では申請手続きや問合せができません)

☆各補助金とも、申込/問合せ先のホームページにて必ず詳細を確認してください。(その際は、Q&Aが当該ホームページにあれば、合わせてご覧ください)

☆各補助金で定めている期間内に、補助目的に反した使用、譲渡、交換、廃棄又は担保に供する等が必要になった場合は、その行為についての申請を事前に提出するものがあります。

☆エネルギー使用合理化学事業者支援事業(小規模事業者実証分)

・小規模事業者が業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫を導入する際の購入及び設置費用の一部を補助

- ①対象者: 製造業等その他の業種で従業員20人以下、商業・サービス業従業員5人以下の小規模事業者
- ②対象機器: トップランナー基準^(注1)を満たす次の機器
業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫
更新用であること
- ③補助額等: 上限額50万円 補助率1/3以内
- ④公募期間: 平成26年5月7日~平成26年9月19日
4次締切 平成26年8月27日(3次までは終了)
最終締切 平成26年9月19日
- ⑤補助要件等: 電力量計測器を設置し、対象機器更新後から平成26年12月31日までの電気使用量を報告すること
- ⑥申込/問合せ先: 環境経済株式会社 HPあり
- ⑦申請の詳細: 「申込/問合せ先」のホームページをご覧ください

(注1): 現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れている機器の性能以上にするため 製造事業者等に定められた基準値

☆民生用燃料電池導入支援補助金

・家庭用燃料電池システムを導入する又はリース等により提供を行う法人等にその費用の一部を補助

- ①対象者: 企業等の法人、個人等
- ②対象機器: 家庭用燃料電池システム「エネファーム」
- ③補助額等: 固体高分子形38万円、固体酸化物形43万円
補助率1/2 ※(対象機器-23万円)×1/2+工事費×1/2
- ④公募期間: 平成26年3月10日~平成27年1月30日
- ⑤補助要件等: 補助対象システムを6年間以上継続使用できること
- ⑥申込/問合せ先: 一般財団法人 燃料電池普及促進協会 HPあり
- ⑦申請の詳細: 「申込/問合せ先」のホームページをご覧ください

☆省エネルギー型建設機械導入補助金

・建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に経費の一部を補助

- ①対象者：民間企業等（個人事業者も含む）
- ②対象機械：応募要領で指定した型式・メーカーの、油圧ショベル、ブルドーザ（ホイールローダは7月現在対象機械なし）
未使用の建設機械でいずれも製造事業者発行の譲渡証明書又は販売証明書のある車両であること
- ③補助額等：上限 300 万円 補助率（購入価格－基準額）×2/3
- ④公募期間：平成 26 年 6 月 6 日～平成 27 年 2 月 27 日
- ⑤補助要件等：4 年間、適正な財産管理をすること
- ⑥申込/問合せ先：一般財団法人 製造科学技術センター
省エネ機械導入促進事業本部 HP あり
- ⑦申請の詳細：「申込/問合せ先」のホームページをご覧ください
- ⑧その他：6 月 6 日以前に購入した建設機械であっても、平成 26 年 4 月 1 日以降に購入した建設機械であれば補助対象になります。
補助対象車両を購入して引渡しを受けた事業者が、代金全額を支払いした後に、原則として手続き代行者^(注2)を通じ交付申請を行い、その後、審査→交付通知→補助金交付・振込みとなります。



(注2)：申請者から補助事業に係る手続き等の代行について、依頼された当該補助対象車両の販売事業者または製造事業者

☆クリーンエネルギー自動車等導入費補助事業

・電気自動車やクリーンディーゼル自動車等の購入に対し、購入費用の一部を補助

- ①対象者：企業等の法人、リース会社、個人
- ②対象自動車：応募要領で指定した型式・メーカーの、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車
自家用自動車として登録していること
(平成 27 年 2 月 28 日までに初度登録又は届出)

購入形態及び交付金申請者と車検証上の所有者・使用者が、応募要領で指定したとおりであること

- ③補助上限額：7～85 万円(各車種により変動)
補助率 1/4～1/1(各車種・グレードにより変動)
- ④公募期間：平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 3 月 6 日
- ⑤補助要件等：3 年ないし 4 年保有すること
- ⑥申込/問合せ先：一般財団法人 次世代自動車振興センター
次世代自動車部 HP あり
- ⑦申請の詳細：「申込/問合せ先」のホームページをご覧ください

☆省エネルギー対策導入促進事業（省エネ診断）

・工場やビル等の省エネ診断、民間業界団体等の省エネ・節電説明会への講師派遣

- ①対象者：各種診断 中小企業基本法で規定されている事業者
講師派遣 民間業界団体、協会等
- ②対象事業：無料節電診断又は無料省エネ診断
工場及びビル(契約電力 50kw 以上の高圧電力又は特別高圧電力契約者又は年間エネルギー使用量が原油換算で 100kl 以上 1500kl 未満)
無料講師派遣
参加費無料の民間業界団体等が開催する「省エネ・節電説明会」に派遣
- ③公募期間：随時
- ④申込/問合せ先：一般財団法人 省エネルギーセンター
節電診断 省エネ診断 講師派遣 HP あり
- ⑤申請の詳細：「申込/問合せ先」のホームページをご覧ください

編集・発行：千歳市 市民環境部

環境課省エネ推進係 電話：24-0590

e-mail：shoene@city.chitose.hokkaido.jp